

青森県報

号外第七十五号

平成十四年七月二十六日 (金曜日)

目次

細 野 敬 一

包括外部監査結果に対する措置の公表..... (野 敬 一) ... 1

監 査 報 告

包括外部監査結果に対する措置の公表

平成13年度の包括外部監査の結果に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、措置の内容を公表する。

平成14年7月26日

青森県監査委員

片 橋 谷 敏 子
同 同 同 同
山 須 藤 健 夫

- 1 監査項目 物品管理
- 2 監査結果に対する措置の内容等

監 査 簡 所	監 査 結 果	措 置 の 内 容
五所川原土木事務所 (五所川原県土整備事務所)	使用不可能な重要物品が除却手続が取られていなかった。	当該物品は、タイム監視車として使用されていたものであるが、一時車検有効期間を失効したものの、引き続きタイム監視車として使用するため、必要経費の予算措置を待つて車検を取得した。
十和田土木事務所 (十和田県土整備事務所)	取得価格50万円未満の少量物品の購入に於いては全て随意契約になっているが、相見積優先が特定化されていた。	青森県財務規則第283条第2項によらず、知事の承認を得ないまま、公所間同士で管理換えをしましては指摘後、知事の事後承認を得た。今後、このようなことをないよう所長より関係係職員に注意した。
	人事異動による物品供用票の使用者欄の変更記入がされていないものがあった。	備品供用票を整理した。
	重要物品で物品出納票が無いものがあった。	備品出納票を整理した。
	処分済みで現物が無いが物品出納票上処理されているものがあった。	処分調書を作成し、備品出納票を整理した。
	重要物品取得の4ヶ月後に高額な付属品を取得し備	重要物品増減及び現在高報告書に記載されるよう、所要の手続を

品出納帳に記載したが、「重要物品増減及び現在記載報告書」には付属品の記載がなかった。

とった。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青森県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
--------------------------------	--------------------------------------

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭